

		担当課	私学文書課	検索番号	2－6
法令名	私立学校法	根拠条項	152－6		
許認可等	準学校法人の寄附行為の変更の認可				
(根拠規定)					
○ 私立学校法第 152 条第 6 項において準用する第 108 条第 3 項 寄附行為の変更は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。					
(許認可等の基準)					
○ 愛媛県学校法人認可審査基準（平成 13 年 1 月 25 日制定）					
学校法人及び準学校法人（以下「学校法人等」という。）の寄附行為、寄附行為の変更及び合併の認可に関する審査に当たっては、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号。以下「法」という。）及び私立学校法施行規則（昭和 25 年文部省令第 12 号。以下「規則」という。）に定めるものの外、特に以下の点に留意して行うものとする。					
(学校法人等の資産)					
第 1 法第 17 条第 1 項に規定する学校法人等の資産については、次の基準を満たすものでなければならない。					
1 基本財産					
(1) 次の施設及び設備又はこれらに要する資金を有すること。					
ア 施設					
(ア) 校地（校舎敷地、屋外運動場、実験実習地（中学校、高等学校、専修学校、各種学校の場合）等）					
(イ) 校舎					
校地及び校舎の面積は、学校の種類及び生徒数に応じて相当のものであること。					
イ 設備					
(ア) 教具（教育上必要な機械、器具、標本、模型等）					
(イ) 校具（教育上必要な机、腰掛等）					
(2) 基本財産は、原則として負担付（担保に供せられている等）又は借用のものでないこと。 ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実と認められる場合には、この限りでない。					
2 運用財産					
運用財産としては、学校の種類、規模に応じて毎年度の経常支出に対し授業料、入学金等の経常的収入その他の収入で収支の均衡が保てるものであること。					
(既設幼稚園に係る資産等の特例)					
第 2 既設幼稚園（昭和 50 年 8 月 11 日現在、現に存する幼稚園）については、特にその円滑な学校法人化に資するため、第 1 の規定にかかわらず園舎敷地及び運動場の借用部分が幼稚園設置基準（昭和 31 年 12 月 13 日文部省令第 32 号）に定める基準面積の 2 分の 1 以下である場合には、認可することができる。					
なお、次の(1)、(2)及び(3)に掲げる場合など学校法人が所有権を取得できないことについて、合理的な理由があり、かつ、教育上支障がないと認められるときは、上記にかかわらず、幼稚園教育の実情等の状況を勘案し、借用部分が通常の場合を超えている場合であっても認可することができる。					

(様式1)

(変更)

審査基準（申請に対する処分関係）

		担当課	私学文書課	検索番号	2－6
法令名	私立学校法	根拠条項	152－6		
許認可等	準学校法人の寄附行為の変更の認可				
(1) 国または地方公共団体からの借用であり、所有権を移転することが困難あるとき。 (2) 借用部分が旧設置者である宗教法人等の境内地その他であって、所有権を移転することが宗教法人の目的等に照らし、困難であるとき。 (3) 借用部分が旧設置者当時からの借用地であって、学校法人が所有権を取得できないことについて合理的な理由があると認められるとき。 なお、学校法人の目的にかんがみ、基本財産が借用である場合においては、園舎敷地、運動場等として長期にわたり安定して使用する条件を学校法人が取得していなければならない。 2 幼稚園を設置する学校法人の旧設置者の負債のうち、幼稚園の施設・設備の充実のために要したことが明確であり、かつ、適正な返済計画があり、当事者間で合意されているものについては、負債の引受を認めるものとし、この負債については、園地、園舎に抵当権が設定されていても差し支えないものとする。 3 宗教法人立幼稚園の学校法人化に当たっては、寄附行為で旧設置者である宗教法人の指名する者1人が理事となる旨の規定を設けることができる。 4 幼稚園設置基準施行の際（昭和 32 年2月1日）現に存する幼稚園については、園舎及び運動場の面積は、従前の例によることができる。 第3 幼稚園を設置する学校法人の業務の決定方法は、理事に欠員が生じた場合においても理事定数の過半数以上をもって決定すべきものとし、その業務の決定が、特定の役員（その配偶者及び3親等内の親族を含む。）で行い得るようなものでないこと。 2 役員及び評議員は、財産の寄附者又は特定の関係者の故をもって充てることなく、広く教育関係者、学識経験者その他教育に関し識見を有する者のうちから公正に選任され、これらの者の意見をできるだけ公正に反映できるようなものであること。 3 校長その他教職員としての勤務に対する給与を除き、常勤の役員以外の役員等は、その地位について報酬（給与に準ずるものを含む。）を受けないこと。 4 解散後の残余財産の帰属は、原則として、地方公共団体又は他の学校法人のうちから選定される旨の規定をすること。 （準学校法人の寄附行為等） 第4 準学校法人の寄附行為は、次の基準を満たしていること。 (1) 解散後の残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、国、地方公共団体又は他の学校法人等のうちから選定されるものとする。 (2) 理事の定数は、5人を超えるものとする。 (3) 準学校法人の業務の決定については、理事定数（理事定数に幅がある場合は、理事現員（現員が最低定数に満たないときは、当該最低定数））の過半数以上をもって、行われるように定めるものとする。 (4) 役員は、教育に関する職若しくは教育・学術に関する業務に従事した経歴のある者又は教育に関し識見を有する者のうちから選任するものとする。 (5) 校長の任免、学則の決定・変更に関する事項については、評議員会の審議事項として定めるものとする。 (6) 職員及び卒業生のうちから選任される評議員は、これらの者の意見をできるだけ公正に反映するような方法で選任するものとする。					

(様式1)

(変更)

審査基準（申請に対する処分関係）

		担当課	私学文書課	検索番号	2－6
法令名	私立学校法	根拠条項	64－5		
許認可等	準学校法人の寄附行為の変更の認可				
2 準学校法人の認可をするに当たり、生徒定員の要件について判定を行う場合は、当該定員を充足できる確実な見込みがあるかどうかを十分考慮すること。					
3 準学校法人の設置する各種学校が、次の基準を満たしていること。					
(1) 修業年限は1年以上、授業時数は1年 680 時間以上であること。					
この場合					
ア この要件は、当該学校の臨時的又は付随的な課程を除く課程について該当することを要すること。					
イ 「修業年限」は、一定の時期に就学し、修了することとなっており、かつ、学則で定められていること。					
ウ 授業時数については、学則で定める教育の内容に従って組織的系統的に計画されている時数が1年 680 時間以上であること。					
(2) 生徒定数は、80 人以上であること。					
この場合、「生徒定数」は、学則で定める収容定員のうち(1)の要件に該当する各課程において同時に収容する生徒の収容定員の合計とする。					
(3) 生徒定数に応じ相当数の専任教員を有すること。					
この場合、					
ア 「専任教員」とは、もっぱら当該学校に勤務して教育に従事する者（助手及びこれに類する者を除く。）をいう。					
イ 専任教員数は、特別の場合（例えば、国語、数学等おおむね講義による科目を主として教授する課程である場合）を除き、おおむね生徒定数 40 人につき 1 人以上であること。					
ただし、昼夜の課程を置く場合は、これらの課程の間において兼務できるものとする。					
(4) 学校の経営が営利企業的でないこと。					
この場合、「営利企業的でない」とは、公益法人として適正な経理及び運営が行われ、営利的な仕組みとなっていないことをいい、少なくとも次の要件を満たしていることを要するものとする。					
ア 当該法人が生徒から経常的に受け入れる授業料その他の金額の総額は、教職員の給与・研究費及び共済組合等の掛金、生徒諸費（支給教材費及びこれに類する費用、支給奨学金及びこれに類する費用、生徒の保険費及び福利厚生費並びに生徒の娯楽運動に要する費用をいう。）並びに教育用備品費（図書費、教具費及び校具費をいう。）の総額のおおむね 1.5 倍相当額の範囲内であること。					
イ 財産の寄附者、役員及び管理的地位にある職員の各々について、その者並びにその配偶者及び3親等内の親族（以下「特定の者及びその関係者」という。）が当該法人から受ける給与（本俸のほか、手当、賞与等を含み、実費弁償費を除く。）その他の金品の合計額は、当該法人が教職員その他の者（校務を担当する常勤の役員を含む。）に対して支給する給与・報酬の総額のおおむね2割（その額が特定の者及びその関係者以外の常勤の教職員の平均給与の月額3倍（特定の者及びその関係者である校務を担当する常勤の役員又は教職員が2人以上の場合は4倍9に相当する額よりも低い場合は、当該額とする。）の範囲内であること。					
ウ 校長その他教職員としての勤務に対する給与を除き、校務を担当する常勤の役員以外の役員は、その地位について報酬（給与に準ずるものに限る。）を受けないこと。					

(様式1)

(変更)

審査基準（申請に対する処分関係）

		担当課	私学文書課	検索番号	2－6
法令名	私立学校法	根拠条項	152－6		
許認可等	準学校法人の寄附行為の変更の認可				
エ 学校の施設には教育目的以外の目的のために継続的に利用される施設（財産の寄附者並びにその配偶者及び3親等内の親族が居住その他の用に供しているもの等）が含まれていないこと。					
附 則					
この基準は、平成13年1月25日から施行する。					
附 則					
この基準は、平成16年2月12日から施行し、平成16年4月1日以降に設立される学校法人等の認可の審査から適用する。					
(その他)					
○ 添付書類					
(1) 準学校法人の寄附行為の変更の認可の申請					
ア 寄附行為変更の条項（当該条項に係る新旧の比較対照表を含む。）及び事由を記載した準学校法人寄附行為認可申請書					
イ 次に掲げる書類					
・寄附行為所定の手続（法第152条第6項において準用する第108条第2項に規定する手続を含む。）を経たことを証する書類					
・その他所轄庁が必要認める書類					
ウ 都道府県知事の所轄に属する準学校法人が新たに都道府県知事の所轄に属する私立専修学校又は私立各種学校を設置する場合又は設置している私立専修学校又は私立各種学校に新たに専修学校の課程のみを設置する場合に係るものであるとき					
・ア及びイの書類					
・設置する私立専修学校又は私立各種学校又は設置する課程等に係る不動産の権利の所属についての登記所の証明書類及び設置する私立専修学校又は私立各種学校に係る不動産又は設置する課程等に係る不動産以外の重要な財産の権利の所属についての銀行等の証明書類					
・設置する私立専修学校又は私立各種学校又は設置する課程等に係る不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格証明書					
・当該準学校法人の設置する私立専修学校又は私立各種学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図					
・寄附行為変更後二年の事業計画及びこれに伴う予算書					
・申請年度の前年度の財産目録、貸借対照表及び収支決算書並びに申請年度の予算書					
・負債がある場合には、その償還計画					
エ 当該準学校法人が従来設置していた私立専修学校又は私立各種学校を廃止する場合、設置している私立専修学校又は私立各種学校においていた専修学校の課程を廃止する場合又は従来行っていた収益事業を停止する場合に係るものであるとき					
・ア及びイの書類					
・廃止する私立専修学校又は私立各種学校、廃止する課程、学部等又は廃止する収益事業に係る財産の処分に関する事項。					

(様式1)

(変更)

審査基準（申請に対する処分関係）

		担当課	私学文書課	検索番号	2－6
法令名	私立学校法	根拠条項	152－6		
許認可等	準学校法人の寄附行為の変更の認可				
・当該私立専修学校又は私立各種学校、当該課程、学部等又は当該収益事業の廃止後における準学校法人についての「(ア) 財産目録 (イ) 寄附行為変更後二年の事業計画及びこれに伴う予算書」の書類 オ 当該準学校法人が新たに収益事業を行う場合に係るものであるとき ・ア及びイの書類 ・財産目録 ・開始する収益事業に係る不動産の権利の所属についての登記所の証明書類及び開始する収益事業に係る不動産以外の重要な財産の権利の所属についての銀行等の証明書類 ・開始する収益事業に係る不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格証明書 ・当該準学校法人の設置する私立専修学校私立各種学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図 ・寄附行為変更後二年の事業計画及びこれに伴う予算書 ・申請年度の前年度の財産目録、貸借対照表及び収支決算書並びに申請年度の予算書 ・負債がある場合には、その償還計画 (2) 寄附行為の変更が登記事項の変更に係る場合には、寄附行為変更認可申請書には副本添付することを要する。					